

第 3 章

關係地域

第3章. 関係地域

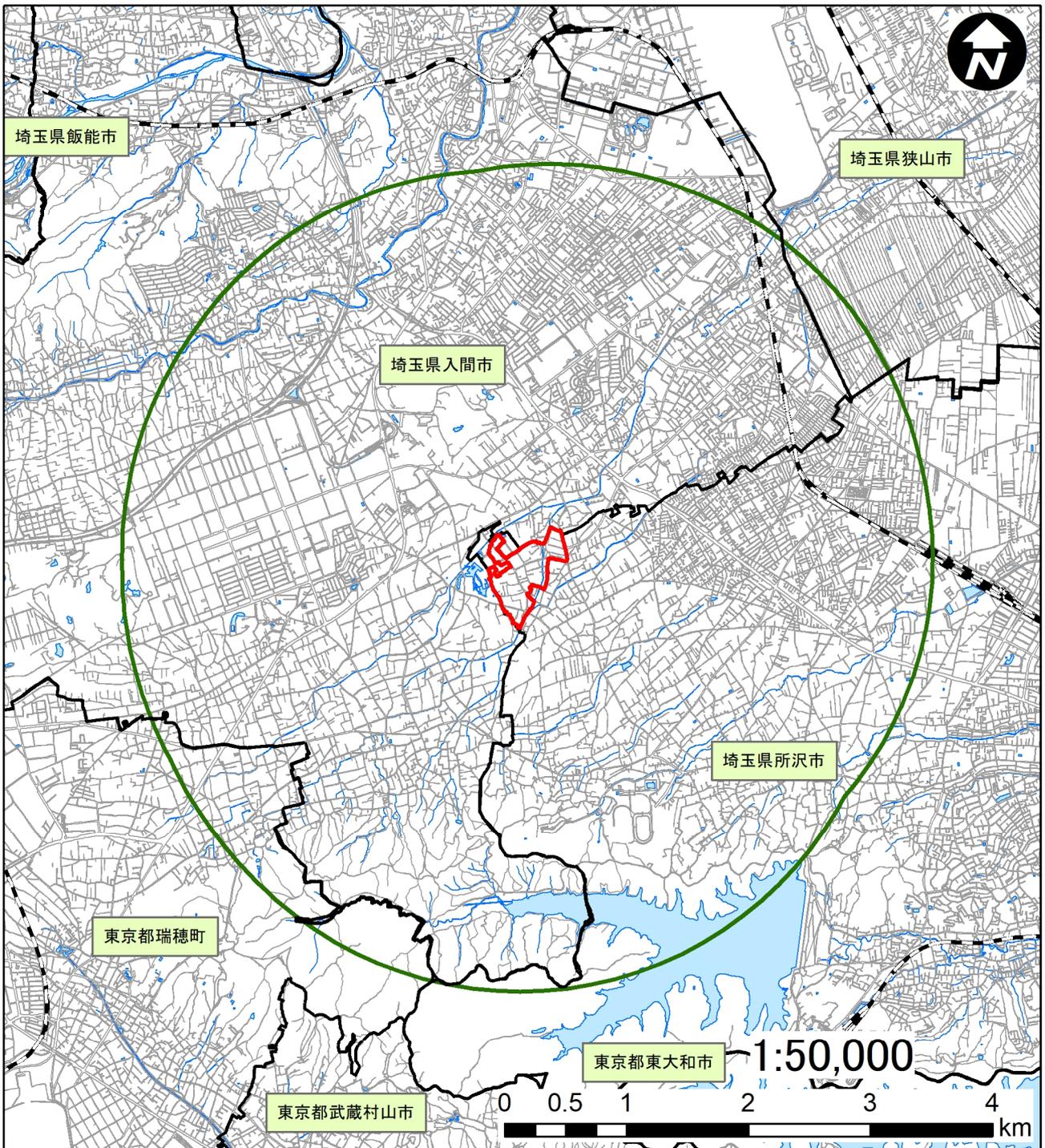
3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定するものとする。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 3.2-1 に示すとおりであり、以下の 3 市 1 町の一部が含まれる。

埼玉県所沢市，入間市，狭山市，東京都瑞穂町



凡例

- 計画地
- 計画地から3km

図 3.2-1 環境に影響を及ぼす地域